

令和7年度社会人交流事業実施委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和7年度社会人交流事業実施委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和7年度社会人交流事業実施委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は150点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 基本的な考え方及び想定される効果 | (20点) |
| (2) 業務への取組体制 | (10点) |
| (3) イベントの内容 | (100点) |
| (4) 業務全体のスケジュール | (10点) |
| (5) 経費見積 | (10点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所
令和7年5月29日(木)14時～(予定)
場所 高知県庁内または近隣の会議室(別途通知)
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は1社20分とします。
 - ② 参加者の審査会場への入場は1参加者あたり3名までとします。
 - ③ 順番は別途お知らせします。
 - ④ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、審査委員会の協議により候補者と次点者を選定します。

審査基準

別紙

審査の項目	審査の視点		配点
①基本的な考え方及び 想定される効果	○本業務の取り組みのコンセプトや想定される効果は、事業目的が理解され、その実現に有効なものとなっているか		20
②業務への取組体制	○責任者の位置づけがあり、事業を円滑に遂行できる組織体制、連携体制となっているか ○業務の再委託を行う場合は、その役割分担が明確にされているか ○企業情報及び個人情報の取り扱いについて十分な配慮がなされているか		10
③イベントの内容	実施内容	○イベントの内容は、業務の目的に沿っているか ○イベントの内容は、対象者の興味や関心が高く、重ならない内容となっているか ○連続性を持たせるイベントは、続けて参加したくなる内容となっているか ○参加を見込める内容となっているか ○参加者の積極的な交流や、今後に繋がる交流となるような工夫がされているか	50
	実施体制 (当日の人員配置計画)	○運営進行・準備・後片付けを含め、当日の運営が適切に実施できる人員配置体制となっているか ○参加者の安全を考慮した危機管理体制が確保されているか ○緊急時の連絡体制が明らかとなっており、トラブル等に迅速に対応できる体制となっているか ○参加者の申込み・参加状況の把握、アンケート、記録写真の撮影など成果報告に向けた体制は確保されているか	15
	進行管理 (進行表)	○準備、後片付けを含め、適切な運営が確保できるタイムスケジュールとなっているか	5
	広報活動	○参加者の募集方法等に関し、対象者の参加を促すような効果的な手法となっているか ○事業広報が社会機運を醸成するものとなっているか	30
④業務全体のスケジュール	○業務が適切な作業項目に要素分解され、業務が円滑に実施できる開始・終了時期が明確にされた計画的な全体スケジュールとなっているか		10
⑤経費見積	○見積額は企画提案内容に対して妥当な金額となっているか ○適正な見積価格となっているか ○関係のない積算内訳はないか ○業務内容別の見積額は、わかりやすく記載されているか ○必要な経費が見積額から欠落していないか		10